

災害時「帰宅困難者」対策 企業の法的責務とは？

- ◇ 東日本大震災に伴う首都圏における多くの「帰宅困難者」発生を教訓を踏まえ、現在行政においても、さまざまな検討がなされています。
- ◇ 南海トラフ巨大地震に係る被害想定結果（H26.1）では、大阪市内で約 90 万人の帰宅困難者が発生すると発表されました。
- ◇ 2015（平成 27）年 2 月 1 日「大阪市防災・減災条例」が施行されました。第 25 条で事業所における「帰宅困難者対策」の必要が明記されています。
- ◇ 災害時には、従業員の方が「帰宅困難者」となる場合があります。その対策には事前準備が必要です。
- ◇ 当会では、下記の通り、帰宅困難者対策の具体的な方法について、説明会を開催致します。FAXにてお申し込み下さい。

記

日 時 平成 27 年 3 月 19 日(木) 14:00 ~ 16:00

会 場 生野産業会 2F 会議室 TEL : 06-6757-2551
生野区巽北 1-21-23 (ロート製薬向かいのマンション)

参加費 無料

内 容 企業における「帰宅困難者対策」の具体的な方法について

講 師 大阪市危機管理室
帰宅困難者対策支援コーディネーター 杉原利典 氏

帰宅困難者対策セミナー・参加申込書 27.3.19

事業所名			
住所			
参加者名		参加者名	
電話		F A X	

〔FAX送付先:生野産業会06-6754-2186〕